

令和6年(モ)第50902号保全異議申立事件(基本事件・令和5年(ヨ)第3446号立入行為禁止仮処分命令申立事件)

決 定

債権者及び債務者ら並びに各代理人弁護士 別紙「当事者目録」記載のとおり

5 債権者復代理人弁護士 外ノ池 佳子

主 文

1 上記当事者間の上記基本事件について、東京地方裁判所が令和6年3月11日にした仮処分決定を認可する。

2 申立費用は、債務者らの負担とする。

10 理 由

第1 申立ての趣旨

- 1 主文第1項記載の仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者の上記基本事件に係る申立てを却下する。

15 第2 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) 債権者は、神田警察通り(本件通り)の所有者兼道路管理者であり、本件通りにおける沿道整備のための工事(本件工事)の実施を決定した。
- (2) 本件工事においては、本件通りの街路樹であるイチョウ32本を伐採又は移植し、替わりに樹木を植栽することとされている。
- (3) 債権者は、街路樹の伐採等に反対する債務者ら外4名が本件工事の作業帶内に侵入したり、街路樹に抱き着いたりするなどして本件工事を妨害したとして、所有権に基づく妨害予防請求権を被保全権利として、同人らに対する別紙「主文目録」記載の仮処分命令を求めた(基本事件)。
- (4) 東京地方裁判所がこれを認容する旨の決定(原決定)をしたところ、本件は、原決定に債務者らが異議を申し立てた事案である。

25 2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、以下の4点である。これらに対する債務者らの主張は「保全異議申立書」及び令和6年5月10日付け「主張書面(1)」記載のとおりであり、債権者の主張は「保全異議答弁書」記載のものほか、(4)に付記したとおりである。

- (1) 本件通りが道路であること又は債権者が道路管理者であることは債権者による所有権に基づく妨害予防請求権の行使を妨げるか（争点①）
- (2) 債務者らの行為は表現の自由に基づく行為として正当性を有するものか（争点②）
- (3) 本件申立ては事実上債権者において別紙「物件目録」記載の土地全部について立入りを禁止することができる内容の仮処分を求めるものとなっている点において保全の必要性を欠くか（争点③）
- (4) 債務者らの他にも本件工事に反対している者がいるために実際には債務者らに対して仮処分命令を得ても本件工事を実現することができないという点において本件申立ては保全の必要性を欠くか（争点④）

#### （債権者の主張）

仮に債務者らの他に本件工事を妨害している者がいたとしても、債権者がその者に対しても妨害予防請求権を有することになるにすぎず、本件申立てに係る保全の必要性は否定されない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点①（本件通りが道路であること又は債権者が道路管理者であることは債権者による所有権に基づく妨害予防請求権の行使を妨げるか）

- (1) 債務者らは、本件通りは道路であるから、道路法4条（「道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」）の本文の規定によって、債権者による本件通りに係る所有権に基づく妨害予防請求権の行使は禁じられていると主張する。

しかしながら、同条ただし書が類型的に道路の効用を妨げる可能性のない私権行使を許容していることに照らせば、同条の趣旨は道路の効用を妨げる私権行使を制限するものと考えられるから、同条本文が制限する私権行使は、道路の効用を害するものに限られるものと解するのが相当である。この点について、本件工事は、道路管理者でもある債権者が実施を決定したものであり、その目的は本件通りの利便性向上（歩道の拡幅及び自転車走行空間の新設）のためのものであるといえる（甲5）。そうすると、本件工事を実現するための所有権に基づく妨害予防請求権の行使は、一時的かつ部分的に本件通りの通行を制限することになったとしても、道路の効用を害するものとはいえない。したがって、本件申立てに係る所有権に基づく妨害予防請求権の行使は、道路法4条によって制限されない。

(2) 債務者らは、道路管理者である債権者は、道路管理者として道路法上の監督処分や行政代執行処分をすることができるから、所有権を行使することは禁じられていると主張する。

しかしながら、原決定に係る立入禁止のような不作為義務については代執行を行うことができない。また、道路管理者としての権限行使としては、道路法46条2項違反に基づく同法71条による中止の監督処分を行うことが考えられるが、その違反者に対しては罰則（道路法104条7号）を課し得るにとどまり、直接的な実現手段はない。罰則による実効性確保と私法上の権限行使とが考えられる場合に、前者を常に優先すべきともいい難いことからすると、道路管理者について、法律上一般的に所有権に基づく妨害予防請求権の行使が禁じられているとはいえないし、本件において当該権利行使が権利の濫用になるともいえない（なお、この点は、民事保全手続と道路管理者としての権限行使との関係に関して保全の必要性の問題にもなり得るが、同様の理由で保全の必要性は否定されない。）。

(3) よって、本件通りが道路であることや、債権者が道路管理者であることを

もって、債権者による妨害予防請求権の行使が妨げられることはない。

2 争点②（債務者らの行為は表現の自由に基づく行為として正当性を有するものか）

(1) 債務者らは、街路樹の伐採を阻止するために、本件工事に当たって設定された作業帯内に侵入する、街路樹に張り付く又は抱き着くなどの行為をしているところ、これらは債権者の所有権行使を直接実力で妨害するものというべきである。

(2) 債務者らは、上記(1)の債務者らの行為は、債務者らの表現の自由又は集会の自由に基づく抗議行為であるから、正当性を有すると主張する。

しかしながら、上記(1)の債務者らの行為は、言論によって本件工事の実施を批判したり中止を求めたりするものではなく、本件工事を直接実力で妨害しようとするものである。これに対し、債権者が求めるのは本件工事の作業帯内への立入りの禁止であり、例えばその外側からの言論による抗議や集会について何らの制限を加えようとするものではない。以上によれば、債務者らの行為が表現の自由又は集会の自由によって正当化されるものとはいえないし、債権者の妨害予防請求権の行使が債務者らのそれら人権に対する侵害になるともいえない。

3 争点③（本件申立ては事実上債権者において別紙「物件目録」記載の土地全部について立入りを禁止することができる内容の仮処分を求めるものとなるて20いる点において保全の必要性を欠くか）

本件工事を実施するに当たり、作業帯は、日々の具体的な作業との関係で必要な場所に設置することになるのであるから、事前に設置個所を完全に特定することはできない。他方で、当該作業帯は債権者と所轄警察庁との間で事前に協議された範囲で設置する必要があるから、その設置個所には一定の制限がある（甲100、101）。

そうすると、本件申立ては、本件工事の実施のために必要な範囲で限定して

されているといえるから、保全の必要性を欠くとはいえない。

4 争点④（債務者らの他にも本件工事に反対している者がいるために実際には債務者らに対して仮処分命令を得ても本件工事を実現することができないという点において本件申立ては保全の必要性を欠くか）

債権者主張のとおり、仮に債務者らの他に本件工事を妨害する者が存在しているとしても、債権者はその者との関係でも仮処分を申し立て得るというにすぎないから、本件の保全の必要性が否定されることにはならない。

5 結論

よって、被保全権利及び保全の必要性の疎明があるから、原決定を認可することとし、主文のとおり決定する。

令和6年5月29日

東京地方裁判所民事第9部

裁 判 官 倉 重 龍



## 当事者目録

〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

債 権 者

上記代表者区長

千 代 田 区

樋 口 高 順

(送達場所)

〒102-0083

東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門 MKビル3階  
南木・北沢法律事務所

債権者代理人弁護士 南木みお

TEL 03-6910-0611

FAX 03-6910-0612

[REDACTED]

債務者 [REDACTED]

[REDACTED]

債務者 [REDACTED]

[REDACTED]

債務者 [REDACTED]

[REDACTED]

債務者 [REDACTED]

(送達場所)

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-3 N Aビル4階  
東京千代田法律事務所

債務者ら代理人 弁護士 大城 聰  
同 弁護士 熊澤 美帆

TEL 03-3255-8877

FAX 03-3255-8876

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-23虎ノ門東宝ビル6F  
堀法律事務所

債務者ら代理人 弁護士 福田 隆行

TEL 03-6206-1022

FAX 03-3500-1013

〒102-0074

東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階  
早稲田リーガルコモンズ法律事務所

債務者ら代理人 弁護士 福田 健治  
同 弁護士 久道 瑛未

TEL 03-6261-2880

FAX 03-6261-2881

## 主 文 目 錄

債務者 [REDACTED] 債務者 [REDACTED] 債務者 [REDACTED] 債務者 [REDACTED]

[REDACTED] 債務者 [REDACTED] 債務者 [REDACTED] 債務者 [REDACTED] 及び債務者 [REDACTED]

[REDACTED] は、債権者又は債務者から委託を受けた者（以下、「債権者ら」という。）が、午後8時ないし翌日午前6時までの間、特別区道千第389号（通称「神田警察通り」）の整備事業Ⅱ期工事の対象区間道路の工事を実施するにあたり、別紙物件目録記載の土地において、債権者が、別紙写真にある赤色カラーコーンとコーンバー（カラーコーン及びコーンバーの形状については別紙保安資機材一覧のとおり）で境界を区切った作業帯の設置を開始した時点から作業帯を撤収するまでの間、債権者に対し、債権者らが作業帯を設置しようとする区域、又は設置された作業帯により囲まれた区域に、債務者自ら又は債務者と意を通じた第三者をして、座込み、自動車の駐車その他の方法により、立ち入り、又は、立ち入らせてはならない。

別 紙

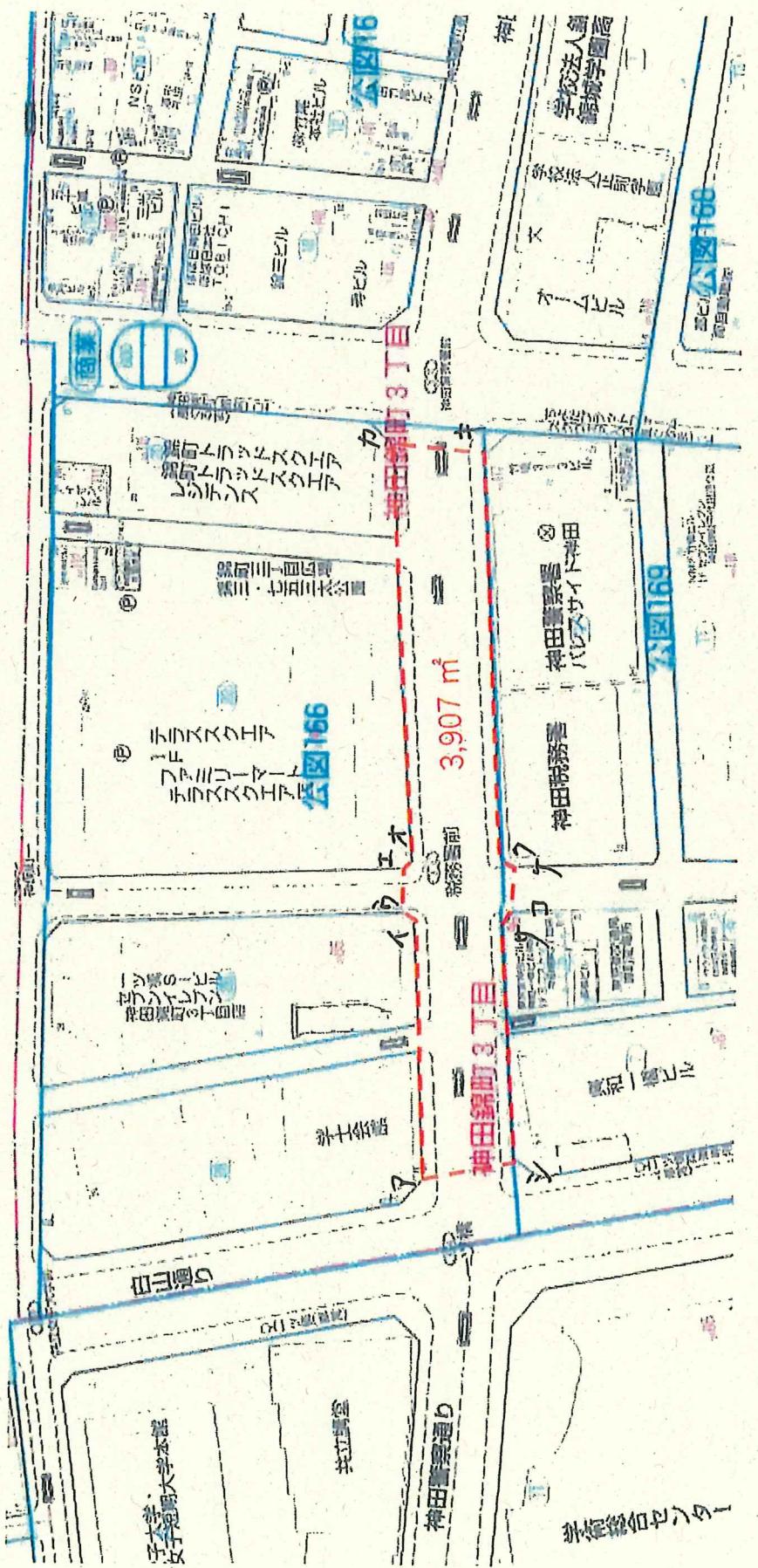
物 件 目 錄

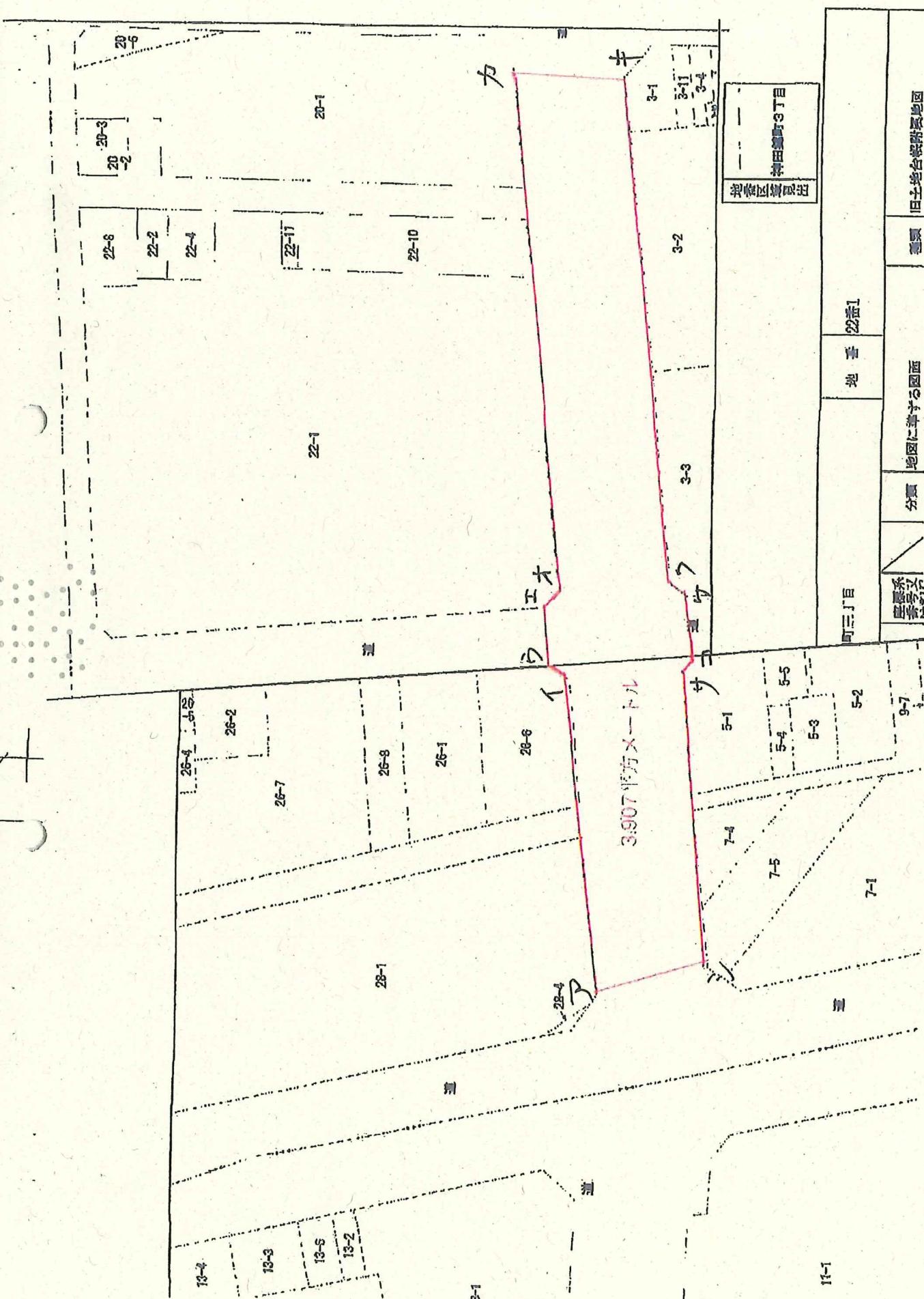
特別区道千第389号

一ツ橋交差点付近と神田警察署前交差点付近との間

添付の別紙1-1、1-2の図面において

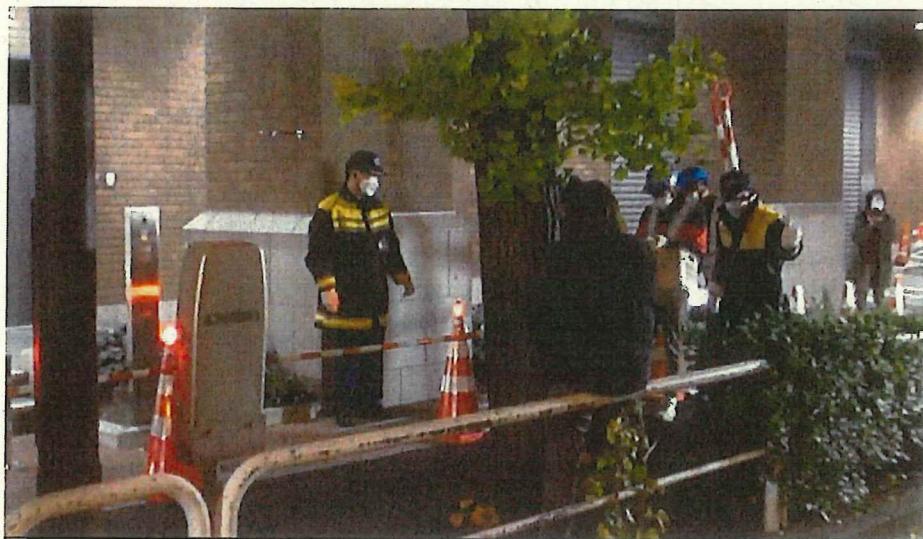
ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ア  
で囲まれた部分





別 紙

写 真



## 保安機材一覧

記号	①	工事標示板 (内照式)	②	工事標示板 (反射式)	③	工事中看板	④	工事中予告看板	⑤	指定方向外進行禁止	⑥	片側交互通行	⑦	中央線標識 (内照式)	
名称	工事標示板 (内照式)		道路工事中		工事中看板		工事中予告看板		指定方向外進行禁止		片側交互通行		中央線標識 (内照式)		
標示	記号	⑧	車線数減少	⑨	黄色回転灯	⑩	歩行者案内	⑪	迂回指導板	⑫	お願い板	⑬	通行止め看板	⑭	停止線
名称	車線数減少		黄色回転灯		歩行者案内		迂回指導板		お願い板		通行止め看板		停止看板		
標示	記号	⑮	カラーコーン	⑯	ヨーナンバー	⑰	ケラヨンドーム	⑱	誘導用ロボット	⑲	右折工事中看板	⑳	車線変更案内看板	㉑	左折工事中看板
名称	カラーコーン		ヨーナンバー		ケラヨンドーム		誘導用ロボット		右折工事中看板		車線変更案内看板		左折工事中看板		
標示	記号	㉒	※夜間は内部照明とする												

これは正本である。

令和6年5月29日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 今 井 金 也

